

令和5年度 栗東市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

令和5年7月3日策定

1 趣旨

本市では、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、毎年度、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定する。

2 用語の定義

この調達方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

この調達方針は、栗東市のすべての組織を対象とする。

4 方針に関する担当課

この方針に関する担当課は、健康福祉部障がい福祉課とする。ただし、契約に関する担当課は総務部財政課契約検査室とする。

5 調達の対象となる障がい者就労施設等

本市において調達の対象となる障がい者就労施設等は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）および障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の規定に基づく次の事業所等のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

- (1) 就労移行支援事業所
- (2) 就労継続支援事業所（A型）
- (3) 就労継続支援事業所（B型）
- (4) 生活介護事業所
- (5) 地域活動支援センター
- (6) 特例子会社

6 調達の対象品目

本市が障がい者就労施設等から調達する物品等は、次のとおりとする。

(1) 物品等の購入

- ・食品類（菓子・パン等）
- ・農作物類
- ・小物類（布製品等）
- ・その他障がい者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務提供

- ・清掃除草作業
- ・軽作業（郵便物の封入、ラベル貼り等）
- ・印刷物関連
- ・リサイクル作業
- ・その他障がい者就労施設等が提供可能な役務

7 調達目標

令和5年度に本市が達成すべき優先調達の目標は、752千円を上回る額とする。

8 調達の推進方法

- (1) 障がい者就労施設等から提供可能な物品等の内容など、その調達の推進のために必要な情報の提供を行う。
- (2) 障がい者就労施設等への優先調達にあたっては、発注可能な物品等について各担当課において十分に検討する。

9 調達方針および調達実績の公表

- (1) 本市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、ホームページ等により、速やかに公表する。
- (2) 調達実績については、翌年度の5月末までに概要を取りまとめ、ホームページ等により、速やかに公表する。

10 その他

本市の補助金等の交付先や市内企業等に対し、障がい者就労施設等からの物品等の調達に対する理解と協力を求める。